

# 新型インフルエンザに係るクラスター (集団発生) サーベイランス実施手順

- |   |                  |     |        |
|---|------------------|-----|--------|
| 1 | 手順の概要            | ・・・ | 1ページ   |
| 2 | 手順の詳細            |     |        |
|   | (1) 日常からの準備      | ・・・ | 2ページ   |
|   | (2) 患者が発生した場合の対応 | ・・・ | 3～4ページ |

平成21年8月  
千葉県保健福祉局高齢障害部  
障害者自立支援課・障害企画課

# 集団発生サーベイランス実施手順の概要

集団発生サーベイランスとは、「新型インフルエンザの集団発生の早期探知」、「ハイリスク者への感染伝搬の防止」のため、社会福祉施設等から保健所への迅速な連絡及び協力を目的とするものです。

## 日常からの準備

### 1 毎日の健康管理

- 日常から、利用者・職員の健康状態の把握に努める。
- 特に流行時は、毎朝、体温測定及び咳・鼻水等のインフルエンザ様症状の有無の確認を行う。

### 2 グループの設定・名簿等の準備

- 主な活動をともしするグループを設定する。
- 設定したグループごとに名簿を作成する。
- 作成した名簿を元に、集団発生の状況等を把握する。

### 3 欠席者数等の把握

- 設定したグループごとの欠席者数等を毎日把握する。

### 4 日常生活上の注意喚起

- 利用者、職員に対して日常からの予防を呼びかける。
- 「日常生活上の注意事項」パンフレットを適宜配布する。

## インフルエンザ患者の発生

## インフルエンザ患者発生時の対応

### 1 患者の状況確認

- 患者の状況について、聴取・記録する。
- インフルエンザ様症状を示す者については、医療機関への受診を勧める。

### 2 保健所への連絡等

- インフルエンザと診断された患者が7日以内に2名以上になった場合、千葉市保健所感染症対策課に連絡する。

### 3 患者及び家族等に対する対応

- 患者については、自宅待機を要請する。
- 特に、基礎疾患のある利用者等への感染防止に十分配慮する。

### 4 集団発生の終期の目安

- 患者の自宅待機期間  
症状の始まった日の翌日から7日目まで。  
7日目以降も症状があれば、熱が下がってから2日目まで。

# 日常からの準備

日常から準備をして、感染症予防に努めるとともに、発生時に備えてください。

## 1 毎日の健康管理

- ◆流行時は、毎朝、体温測定及び咳・鼻水等のインフルエンザ様症状の有無の確認を行ってください。
- ◆体温が37.5度以上の場合には、医療機関への受診を勧めてください。

## 2 グループの設定と名簿等の準備

- ◆「主な活動をとともにしているかどうか」を基準にグループを設定してください。  
※グループには職員を含みます。
- ◆グループごとに、「氏名、保護者氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話等の緊急連絡先が望ましい)」を記載した名簿を準備しておいてください。また、発症日・症状の記入できる欄を用意してください。  
※名簿の作成に当たっては、別紙1を参考にしてください。  
※既存の名簿で対応できる場合は、適宜内容を修正して対応していただいても構いません。

## 3 欠席者数等の把握

- ◆別紙2を利用し、グループごとに、毎日、欠席者数又は発症者(その日に症状が出た人)数を把握し、その数の増減を経時的に記録してください。
- ◆急に欠席者数や発症者数が増加した場合には、個々の状況の把握などに努めてください。

## 4 利用者・職員等日常生活上の注意喚起

- ◆日常的に、手洗い・うがい、栄養補給を促してください。
- ◆特に、流行時は、マスクの着用、人ごみへの外出の自粛、室内の加湿などの予防対策を実施してください。(別紙3参照)

# 患者が発生した場合の対応①

患者が発生した際には、以下の対応をしてください。

## 1 患者の状況確認

◆以下の内容を聴取・記録してください。

- ①患者の氏名、②前1週間において利用した施設等(通所・入所系のみ)、③保健所への連絡の有無
- ④発病日、⑤症状、⑥受診した医療機関、⑦インフルエンザの検査結果、⑧その他特記すべき事項

## 2 保健所への連絡等

◆以下の対応をしてください。

「インフルエンザと診断された患者」が、7日以内に2名以上になった場合、千葉市保健所感染症対策課に連絡してください。また、その際には「日常からの準備」で作成した名簿に発症日を記入して送付してください。新たに患者が発生した際には、その都度、千葉市保健所感染症対策課に報告してください。

さらに患者と同じグループにインフルエンザ様症状を示す方がいる場合、医療機関での受診を勧めてください。そのうち1~2名について、医療機関でのPCR検査(新型陽性であるかどうかの検査)の実施に協力していただくよう同意を得てください。(口頭の同意で結構です。)同意を得られた患者については、保健所から連絡がある旨を伝え、患者の連絡先を保健所に通知してください。

※受診の際には、別紙4の裏面に必要事項を記入のうえ持参するよう指導してください。

※同意を得る際には、「患者の連絡先を保健所に通知することとなること。」及び「PCR検査を実施するため保健所からの連絡があること。」を伝えてください。

千葉市保健所感染症対策課 Tel:043-238-9974 Fax:043-238-9932

※毎日の施設での発生状況をまとめてから連絡するようお願いいたします。

# 患者が発生した場合の対応②

患者が発生した際には、以下の対応をしてください。

## 3 患者及び家族等に対する対応

### ◆患者及び家族への対応

自宅待機を要請するとともに、別紙3に内容について指導してください。

### ◆患者の属するグループへの対応

特に、基礎疾患等のある利用者等への感染防止に十分注意するとともに、別紙4を配布し、医療機関を受診する際には、裏面に所属施設などの必要事項を記入のうえ、持参するよう指導してください。

インフルエンザ様症状を示す方がいる場合、医療機関での受診を勧めてください。

※医療機関は、患者の持参した別紙4も参考に診察します。

## 4 集団発生を終期の目安

### ◆患者の自宅待機期間

症状の始まった日の翌日から7日目まで。

7日目以降も症状があれば、熱が下がってから2日目まで。

### ◆患者の属するグループの観察の終期

患者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間、患者の属するグループにおいて患者が発生しなかった場合、観察を解除します。ただし、「毎日の健康管理」は継続してください。